

インドネシア国
フルライス地熱発電事業
(有償資金協力)
環境レビュー

日時 2020年3月6日(金) 14:00~16:50

場所 JICA本部 111会議室

(独)国際協力機構

助言委員（敬称略）

久保田 利恵子 国立研究開発法人 国立環境研究所
資源循環・廃棄物研究センター 高度技能専門員

作本 直行 独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）総務部
環境社会配慮審査役

村山 武彦 東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授

山岡 暁 宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授

JICA

<事業主管部>

田中 賢子 東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課 課長

野入 陸矢 東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課

<事務局>

加藤 健 審査部 環境社会配慮審査課 課長

村田 早紀 審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

オブザーバー

<調査団>

佐井 茂 佐井技術士事務所

林 真由 株式会社ニュージェック

丸岡 巧 株式会社ニュージェック

インドネシア国フルライス地熱発電事業
(有償資金協力)
環境レビューワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

1.大気質・水質・騒音等の計測値の比較対象について

委員より、事業実施（建設・供用）段階の大気質・水質・騒音等のモニタリングは、計測値の比較対象を明確にした上で実施すべきであり、また事業毎に各計測項目の比較対象は、相手国等との協議を踏まえて、事業実施（建設・供用）前に決定する必要があること、またベースラインという語の扱いについて明確にすべきとの意見が出された。

JICA は、事業実施前の計測結果が当該事業で参照される環境基準値に収まる場合には、実施中の計測結果を同基準値と比較し、そうでない場合には、事業実施前の計測結果と比較する旨回答した。また、ベースラインという語の扱いについては、「事業実施前の計測結果」という意味で使用する旨回答した。

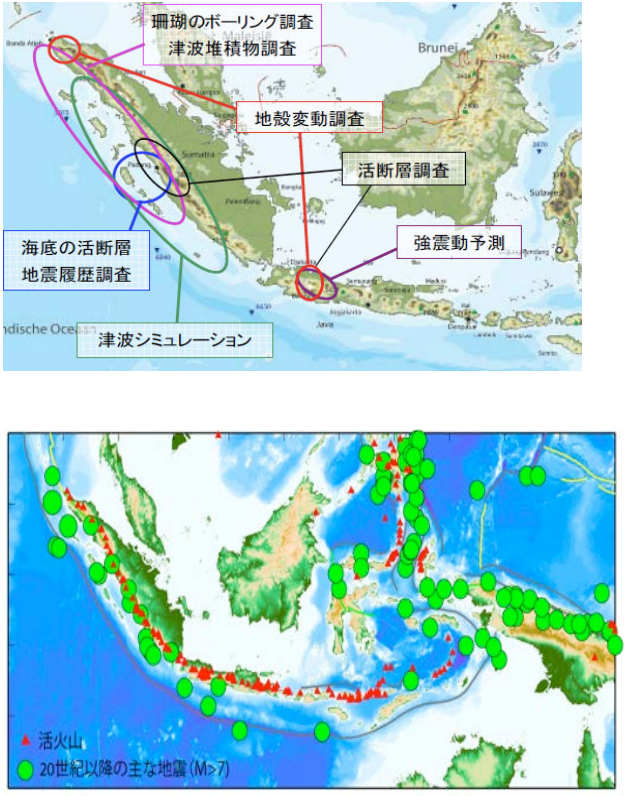
以 上

インドネシア国フルライス地熱発電事業
(有償資金協力)
環境レビュー

| NO. | 該当ページ | 事前質問(質)・コメント(コ) | 委員名 | 回答 |
|--------|-------------------------|--|-------|--|
| 【全体事項】 | | | | |
| 1. | 発電所および送変電所のEIA、LAP | 発電所および送変電所のEIA、LAPは、いずれもかなり詳細に実施されている。(コ) | 山岡委員 | コメント頂き有難うございます。 |
| 2. | 蒸気井EIAと発電所・変電所のLAモニタリング | 蒸気井EIAと発電所・変電所のLAモニタリングレポート(一部除く)はインドネシア語で記載されている。JICAは内容をどのように確認されたのか?(質) | 山岡委員 | 蒸気井EIAは英語版の内容を確認しました。モニタリングレポートの一部インドネシア語になっている箇所についても、当日配布資料の通り英訳を入手し、補償対象項目や補償額の合意がなされた点を確認致しました。 |
| 3. | 蒸気井EIA | 蒸気井EIA結果について環境レビュー方針に記載されているが、レポートがインドネシア語のため、EIA内容とその妥当性が確認できない。(コ) | 久保田委員 | |
| 4. | 案件概要説明P6~8、環境レビュー方針P1 | 建設/維持管理道路(幅8m(ROW幅15m)×330m)の建設と、不可分一体事業の中の「各区画へのアクセス道路(ROW約1~2車線分)」との関係は?案件概要では、最適案の候補2は延長290mとなっている。共通する道路を増やすことで、環境影響緩和が期待できる。(質) | 山岡委員 | 「建設/維持管理道路の建設」は本事業で建設する発電所に一番近い蒸気井から発電所までのアクセス道路を指しております。 「各区画へのアクセス道路」はそれぞれの蒸気井を結ぶ道路であり、PGEによって既に建設されています。 なお、最新の基本設計では新設する建設/維持管理道路は300mとされています。 |
| 5. | | 2014年8月に地熱法が制定され、林業法が改正されて、森林保護区における地熱開発がようやく可能になったとされ、また、中央政府自らが地熱開発にあたって | 作本委員 | JICAとして地熱開発が環境に害を与えるか否かを一般化して判断はしておらず、個別事業毎にJICAの環境社会配慮ガイドラインに沿って適切な環境社会配慮が行われるよう、相手国等に求めます。 |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|-----|----------------|--|------|---|
| | | <p>の事業者入札を実施することも可能となり、地熱資源からの収入の一部が地方政府に配分される仕組みも形成されたと言われている。環境森林省は、資源開発優先の観点から、地熱開発が環境に害を与えるおそれはないとの見解を主張しているそうだが、国内法令尊重の立場から、JICA も同じ見解に立つ予定ですか。また、既にインドネシア国内で多数の地熱開発事業が実施されてきているので、同国国内に、参照可能な議論や事例はないか。（質）</p> | | <p>また過去に JICA はインドネシアで円借款で 3 件の地熱発電事業を実施しており、いずれも環境面で大きな問題は確認されておりませんが、過去の事例を踏まえて森林への影響の最小化に努めています。</p> |
| 6. | 環境レビュー | <p>発電所、送電線、蒸気井について、それぞれ環境管理計画（RKL）・環境モニタリング計画（RPL）が、共に承認されているとのことである。これらは、インドネシアのアセス手続き書類の一部を構成するものであるが、EIA 報告書とともに許可取得に必要とされる書類であるとのことなので、どのような内容のものなのか、もし簡単なご説明をいただけると参考として、有難い。（質）</p> | 作本委員 | <p>発電所、送電線、蒸気井について、それぞれ環境管理計画（RKL）・環境モニタリング計画（RPL）を共有させていただきます。</p> |
| 7. | 環境レビュー | <p>環境社会許認可の関連で、発電所、送電線、蒸気井のそれぞれについて、環境レビューでは、「発電所周辺の緑地の維持と回復、工事に先立つ周辺コミュニティへの情報提供等の ECC に付帯する条件を満たすよう実施機関と合意する」と記述され、既に EIA は承認されているが、実施機関と付帯条件についての合意は成立しているのか。（質）</p> | 作本委員 | <p>ECC の付帯条件を満たすよう事業を実施する旨、すでに実施機関とは合意しておりますが、審査時に改めて確認を行います。</p> |
| 8. | LOAN AGREEMENT | <p>かように発電所と変電所の土地収用だけに関して、LOAN AGREEMENT が作成された背景に何かあるのか。（質）</p> | 作本委員 | <p>当該文書は Loan Agreement ではなく、Monitoring Report ですが、本事業においては発電所と変電所の用地取得が既に実施されていたため、当該用地取得が JICA ガイドラインに沿って行われていたかどうか遡って確認するため、モニタリングレポートの提出を求めたものです。</p> |
| 9. | 環境レビュー方針 P3 | <p>不可分一体事業について、「モニタリングレポートには、大気、騒音、水質、生態系等についてのモニタリング結果が記されており、特段大きな問題は報告されてい</p> | 山岡委員 | <p>隣の Air Kotok 川の水質モニタリングの結果、TDS、pH、BOD5、COD、Cu が一部基準値を超えておりますが、モニタリングレポートによれば上流の河岸浸食等によるものであり、事業の影響とは想定されない旨、説明を受けております。また、モニタリングレポートでは生態系</p> |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|----------|-----------------------------|--|----------|--|
| | | ない。」とあるが、多少とも懸念される問題は何か？（質） | | に特段大きな変化は起きていないとの記載がありますが、環境レビュー資料にも記載しましたように、特に希少種への影響の有無、緩和策の実施の必要性について確認致します。 |
| 【代替案の検討】 | | | | |
| 10. | 発電所 EIA 4-12 | 代替案が全く検討されていないため、妥当性について確認すること。（コ） | 村山 委員 | EIA には代替案検討の記載がありませんが、EIA 承認前に実施された Feasibility Study (以下「F/S」) の中で検討が既に行われており、環境レビュー方針に記載の通り内容を確認致しました。 |
| 11. | 発電所 EIA1- 27P、 29P | 代替案検討において考慮されるクライテリア一覧 (Selection Criteria for GPP Location) が同ページ Table1-12 及び Table1-13 の Matrix 表に示されているが、建築のための土壌の強度は検討項目に含まれているが、不明である。地震対策あるいは活断層海の調査を何故含めていないのか地熱発電によって大地震が誘発された事例はないと一般に言われているそうだが、地熱発電の事業対象地は火山地帯に近いことが前提になっているはずであり、インドネシアのいわゆる環境白書においても火山の多発による自然被害を繰り返し取り上げてきているのであり、活断層の有無は代替案選択要素の重要な判断材料に含めなければならないと考えられるが、これを含めていない理由が不明であるだけでなく、安全性確保の観点からも、極めて不安を生じさせる。代替案検討の項目に追加すべきであると思われるが、いかがか。因みに、JICA は、科学技術振興機構（JST）との共同事業で、「インドネシアにおける地震の総合防災策」事業を実施してきており、現地 LIPI との共同研究で実施し、本事業地周辺の沖合を含むスマトラ島の活断層調査を実施してきておられる。参考に、次の2枚の写真は、JST の HP から。（質） | 作本 委員 | サイト近傍の 10km 以内の地点に Ketahun and Musi active segments という活断層がございます。代替案の検討は、F/S にて実施しており、発電所位置の選定では、活断層についても配慮はしておりますが、活断層が広範囲に渡るため、完全にこの活断層の影響を避けることは難しいため、発電所に国際水準の耐震設計を施す予定と説明を受けています。 |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|-----|----------|--|------|----|
| | |  | | |
| 12. | 発電所の設置場所 | <p>スマトラ島にはジャワ海溝があり、地震の多発地帯と見做されており、バンダアチェの大地震の記憶は日本にも新しいが（JICA もアチェの津波記念館の設置や大規模な地震救済事業を展開された）、2007年には、本発電所の近くのブンクルーで震度8.5の地震が発生している。地熱発電所の場所は、地震の活断層が仮に近くにあれば、これから十分な距離を確保されているのかどうか、確認されたい。（質）</p> | 作本委員 | |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|-----|---|---|-------|---|
| 13. | 送電線 EIA1-8P | 地図から見て、送電線が保護区に極めて隣接しているが、バードストライク等、保護区への影響はないといえるのか。送電線の代替案について、環境レビューは「最終的に保全林（Danau Tes Nature Park）と保安林に挟まれた細い指定外地区を通す送電線ルートを選択しており、最適案と考えられる」と記載しており、その根拠は、PLN 判断に基づき下されたとする送電線 EIA 本文 1-54P の、「他の選択ルートは、地理的、技術的に見て、EIA で検討されなかった」（location and technology have no other alternatives to be reviewed in the EIA）との断言に象徴されているかに見えるが、この結果、送電線ルートに関する代替案検討は実施されなかったのか。かように「指定外地区を通す送電線ルートを選択」するからだけの理由で、自然保護を維持確保できるかどうかの説明方法には疑問を感じる。（質） | 作本委員 | バードストライクについては、供用開始後に送電線や鉄塔に鳥が衝突する可能性があるため、モニタリングを行い、影響が確認された場合は追加的に送電線の可視性を高める緩和策を講じる予定です。 保護区については、実施機関からは保護区には影響はないという見解が示されておりますが、審査で改めて確認致します。 なお、EIA 報告書作成前に F/S の中で指定地区内を含む複数の送電線ルート代替案が検討された結果、現在のルートが決定されているため、EIA において新たな比較検討は行われておりません。 |
| 14. | 環境 レビュー | 送電線ルートでは、「最終的に保全林（Danau Tes Nature Park）と保安林に挟まれた細い指定外地区を通す送電線ルートを選択しており、最適案と考えられる」と記載されているが、送電線 EIA 報告書の地図からは十分に判読できないが、これを指定外地区とみなしてよいか。（質） | 作本委員 | 別添 1 で分かりやすい地図をお示し致しますのでご参照ください。現在想定されているルートは指定外地区を通過し、保全林と保安林は通過しない事を確認しています。そのため、保全林と保安林の伐採も予定されておりません。保全林の区分について、別添 2 をご参照ください。保全林は、保護レベルの高い順に、自然保護地域 (KSA) と、自然保全地域 (KPA) に区分されます。本事業に近接する保全林は、KPA の中の自然観光公園 (TWA) という区分に該当し、観光及びレクリエーションのために利用することを主たる目的とする区域です。 |
| 15. | 送電線 LAP Appen2 14 (PDF106 ページ) | ROW 内の Conservation area の扱いについて議論があるため、当該地区の保護のレベルと対応の妥当性について確認すること。（コ） | 村山委員 | |
| 16. | 環境 レビュー 方針 P2 | 送電線ルートについて保全林（Conservation area?）と保安林に挟まれた指定外地区をルートにするとのことだが、地図を見ると一部送電線ルートが Conservation area にかかっているが、送電塔設置のために保安林の伐採が | 久保田委員 | |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|-----|--|---|-----------|---|
| | | 無いか確認しているか？（質） | | |
| 17. | 環境 レビュー 方針 P2 | 送電線ルートに関し、2010 年から主に保全林回避、森林伐採最小化等の観点から複数のルートが検討されている。その中で以下が最適案とされているが、保全林と保安林の連続性はないと考えてよいのか？ 「最終的に保全林（Danau Tes Nature Park）と保安林に挟まれた細い指定外地区を通す送電線ルートを採用しており、最適案と考えられる。」（質） | 久保田 委員 | 実施機関によると、一般的には保全林と保安林には一定の連続性があるものの、当該保全林と保安林に挟まれている鉄塔 101～110 付近 は農業活動等が行われているエリアであり、連続性が乏しいと考えられます。 |
| 18. | 環境 レビュー 方針 P2 | 送電線ルートに関し、2010 年から主に保全林回避、森林伐採最小化等の観点から複数のルートが検討されている。その中で以下が最適案とされているが、保全林と保安林の連続性はないと考えてよいのか？ 「最終的に保全林（Danau Tes Nature Park）と保安林に挟まれた細い指定外地区を通す送電線ルートを採用しており、最適案と考えられる。」（質） | 山岡 委員 | |
| 19. | 案件概要 P9～10 変電所・ 送電所 EIA P104、 P178 | 送電線ルートの選定で、ルート 1 および 2 も既設道路から離れているが、道路沿いならば、自然および社会環境影響をもっと抑えられるのではないかと？（コ） | 山岡 委員 | インドネシア国法律上は、必要な許認可をとれば当該保全林内の送電線建設も認められますが、既設道路の周辺には既に学校や住宅が建設されているため、同道路沿いに建設することは社会環境影響の観点で検討が困難です。 |
| 20. | 案件概要 P9～10 | ルート 2 近傍の道路は、保護区内に建設されている。この道路の ROW 内に送電線を引くことは認められないのか？全道路ルート沿いを対象にすると、送電線の延長は長くなるが、一部だけでも使えないのか？（コ） | 山岡 委員 | |
| 21. | 環境 レビュー 方針 P2 | 蒸気井は不可分一体事業ではあるが、「EIA によれば、各蒸気井の場所は、環境影響を最小化できる箇所を選定しているとの記載あり。」に対して、各生産井の場所 | 山岡 委員 | 各蒸気井は、地中の蒸気資源量、発電所との距離、アクセスのしやすさ、地盤状況・整地のしやすさ、水の調達容易である等の技術的な要件と、自然・社会環境（森林伐採の規模、住居・生活域への距離等）に配慮して選定されています。 |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|---------------|-----------------------|--|------|---|
| | | は、最も蒸気が得られる場所を選定しているのではないか？（質） | | 環境レビュー資料の該当箇所の記載を修正致します。 |
| 【スコーピングマトリクス】 | | | | |
| 22. | 発電所 EIA 1-55 | スコーピングと思われる段階で、自然生態系（植生、動物）への影響は重要ではないとしているが、Chapter 2 DETAILED DESCRIPTION OF ENVIRONMENT BASELINE ではその根拠が示されていないため、内容を確認すること。（コ） | 村山委員 | ご指摘頂いた点に関し、審査で確認致します。 |
| 23. | 発電所 EIA1-32P 以下 1-55P | Table1-14 Summary of Scoping Process では、スコーピング項目に関し、自然保護関連では、とりわけ 11 番と 12 番に僅かに取り上げられているに過ぎず、内容も、単に 15ha 用地確保に伴う限りでの動植物への影響だけに限定され、地熱エネルギーを採取する過程での周辺地域や森林地域等への環境影響の有無・変化をスコーピング項目に加えていない。これは、インドネシア国の地熱法制定に伴う理解方法変化に基づくものなのでしょうか。さらに、1-55P の Table1-15 Hypothetical Significant Impact (HSI) の表から見ても、これは一目瞭然であり、15ha の用地確保準備に係る 4 番と 5 番との関連においてのみ、さらに、この 15ha 域内の動植物への環境影響といった対象項目にのみ、議論が限定されているかに見える。地熱開発促進がインドネシアの国策とはいえ、とりわけ自然生態系に極めて富むスマトラ島の生態系保護の議論、あるいは、2 章-10P に記述されているとおり、地質学的には重要な生態系の宝庫でもあるブキット・バリサン山岳地域に属するとは理解されるものの、スマトラ島の最も豊かな生態系を守るための議論がまったく封じられてしまう結果になるのではないかと不安をもつが、いかがか。（質） | 作本委員 | 発電所の EIA 文書内に記載のスコーピング項目の範囲は本事業が対象とする発電所建設部分の約 15ha に限定されていますが、他方で、地熱エネルギー採取は不可分一体事業であり、その環境影響については、別の蒸気井の EIA で評価されております。環境レビュー資料に記載しましたとおり、不可分一体事業における生態系の影響につきましても、合理的と考えられる範囲で審査で確認してまいります。 |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|--------------------|------------------------|---|------|---|
| 24. | 発電所 EIA1-33P | 発電所 EIA1-33P 以下のスコーピング項目には、活断層の有無及びこれによるリスク回避の視点が含まれていない。代替案だけでなく、スコーピング項目にも加えて検討すべきではないか。（質） | 作本委員 | スコーピング項目としては含まれていないものの、活断層の有無及びリスクについては問 11 の回答のとおり考慮して事業内容を検討しております。 |
| 25. | 送電線 EIA 1-56P 以下 | 送電線 EIA 1-56P 以下の Table 1.13. Summary of Important Hypothetic Impacts to be Assessed/Reviewed の表は、スコーピングのための潜在的影響評価のための表と記述されているが、この「重要な仮説的影響」とは、何の目的を持って作成された表なのか。それぞれの調査には最長 3 年間といった期間や期限が付記されているが、これらは、EIA 報告書の作成に反映されるために過去に実施されてきた調査内容なのかどうか、あるいは今後開始される調査なのか、教えていただきたい。 SHM での協議結果を踏まえて作成された懸案事項も多く含まれているかに見えるが、これがもし既に実施された調査を意味するならば、表題のように仮説的な潜在的影響に関する調査であるとはいえ、かような調査成果がきちんと EIA 報告書に取り込まれているのかどうか、さらに、今後の EIA 報告書公表後にさらに実施予定の調査だという場合には、この調査結果が将来に反映される方法を、調査期限との関連で、確認したい。Table 1.14.(1-84P) の表は、重要な仮説的影響事項（DPH）と、そうでない事項(DTPH)を、詳細なマトリックス表にまとめられておられ、Table 1.15.でも、対象となった調査項目を期限別に整理されているので、同様の調査実施の時期に関する確認をしていただきたい。（質） | 作本委員 | ご指摘頂いた点について、審査にて確認致します。 |
| 26. | 送変電 EIA P73-74 | 建設前段階の土地収用で、送電鉄塔 131 基については記載されているが、そのための工事用道路の土地収用や補償は検討されているのか？（質） | 山岡委員 | 現時点では、工事用道路の要否・詳細な場所等について未定です。 |
| 【環境配慮】（汚染対策、自然環境等） | | | | |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|-----|-------------|--|-------|--|
| 27. | 環境レビュー | 蒸気井からの排出物質で、「モニタリングレポートにて、事業対象地の大気は H ₂ S 含めインドネシア 国内基準を満たしていることを確認済み」とあるが、硫化水素の排出影響との関連で、地熱ガスの成分構成は十分に調査されているのか。「・・・分離された熱水は、還元井により地下へ戻されるため、熱水中の砒素等が周辺の水域に排出されることはない」とあるが、工事の安全性が確保されているとみてよいか。かつて、スラバヤ市郊外のシダルジョでは、プルタミナ社によるガス掘削中の工事ミス（ケーシングと呼ばれる井戸の補強部分での手抜き工事）による事故発生だとも言われるが、泥火山噴出の問題が発生し、周辺の多数の民家等が埋没し、1 万人以上の村人が離散した大事件が起きているので、とりわけ掘削工事の安全性確保には注意を払っていただきたい。（質・コ） | 作本委員 | F/S 報告に、別添 3 の通り地熱ガスの成分構成調査結果が示されており、噴出してくるガスの約 99%は CO ₂ で H ₂ S は約 1%程度と理解しております。蒸気開発における井戸の掘削は既に行われており、現時点で安全性に関する問題は発生していません。 |
| 28. | 環境レビュー方針 P4 | 蒸気井モニタリングレポートで「事業対象地の大気は H ₂ S 含めインドネシア国内基準を満たしていることを確認済み」とのことだが、掘削中や事業実施後の H ₂ S 放出量の予測などは行われたのか？（質） | 久保田委員 | 掘削中・及び事業実施後の蒸気井からの H ₂ S の予測が行われたかどうか確認できておりませんが、掘削中は井戸内部の圧力が地層の圧力より高い状態で掘削するため地中のガスや水が噴き出ることなく、ごく稀に異常圧の部分にあたれば噴出してくるがありますが、噴出してくるガスの 99%は CO ₂ で H ₂ S は 1%程度と理解しております。事業実施後に関しては、蒸気井には栓がしてある状態であり、気体が放出されることはありません。 |
| 29. | 環境レビュー方針 P4 | 発電所の供用中の大気質で、「冷却塔の煙突から出る H ₂ S の影響が考えられるが、国際基準を満たすことを確認済み。」とあるが、将来の予測をどのように確認したのか？（質） | 山岡委員 | 供給される蒸気に含まれる H ₂ S の数値や、冷却塔を含む発電所の基本設計仕様、発電に必要な蒸気量等を基に運転時の予測を行っている旨確認しました。 |
| 30. | 環境レビュー方針 P4 | 「発電所から約 500m 程離れたところを流れている Air Kotok の川の川の上流と下流の 2 か所で地表水の水質ベースラインデータが取得されている。上流において銅が、上流と下流の両方において亜鉛の数値が国内基準値を超えている。」について、ベースラインは基準値を超えた現状の値とするのか？（質） | 山岡委員 | ベースラインが基準値を超えているものに関しては、ベースラインと比較して本事業の影響を確認します。ベースラインが基準値に収まっているものに関しては、基準値と比較致します。 |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|-----|------------------|---|-------|--|
| 31. | 環境レビュー方針 P5 | 「変電所サイト周辺には Musi 川と Ketahun 川とその支流があり、両方の川でベースラインデータが取得されており、国内基準と比較し、BOD、亜鉛、H2S、油分・油脂など基準を上回る項目がある。超過理由は明確でないが、周辺の土壌や岩等の自然環境によるものと、上流での耕作による土壌流出等が想定される。」について、ベースラインは基準値を超えた現状の値とするのか？（質） | 山岡委員 | |
| 32. | 環境レビュー方針 P5 | 【蒸気井】（不可分一体事業）で、「近隣の Air Kotok 川の水質モニタリングの結果、TDS、pH、BOD5、COD、Cu が一部基準値を超えているが、モニタリングレポートによれば上流の河岸浸食等によるものであり、事業の影響とは想定されていない。」について、ベースラインは基準値を超えた現状の値とするのか？（質） | 山岡委員 | |
| 33. | 発電所 EIA P108-109 | Table 2-7 Environmental Baseline of Surface Water Quality in Air Kotok River、Table 2-8 Environmental Baseline of Clean Water において建設中および建設後のベースラインは、現状の測定値かインドネシアの基準値とするのか？Table 2-7 の Dissolved oxygen (DO)や Table 2-8 の GW-1 の pH は、すでに基準値を超えている。（質） | 山岡委員 | |
| 34. | 環境レビュー P4 | Air Kotok 川の銅及び亜鉛の数値が国内基準値を超えているということだが、本事業実施によって悪化する可能性及び対策は検討されているか？（質） | 久保田委員 | 発電所工事及び供用時に排出される水は主に生活水であり、有害物質が河川に流出する可能性は殆ど無いため、銅、亜鉛の数値が悪化する可能性は極めて低いと考えられます。 |
| 35. | 環境レビュー方針 P4 | 供用開始後の事務所、モスク等から排出される排水はどのように処理される計画か？（質） | 久保田委員 | ポータブル排水処理施設を事務所、モスク等付近に設置し、一定期間経過後に排水処理業者によって回収され処理が行われます。 |
| 36. | 環境レビュー | レビュー方針には供用中の水質汚染は想定されないとあるが、「変電所サイト周辺には Musi 川と Ketahun 川と | 久保田委員 | 送電線及び変電所の運転が周辺河川に与える影響は非常に限られておりますが、変電所においては油分・油脂が流出するのを防ぐためオイルピットが設置され、汚染対策を施すとのこ |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|-----|---------------------------------|---|-----------|---|
| | 方針 P5 送電線・ 変電所 EIA P79 | その支流があり、両方の川でベースラインデータが取得されており、国内基準と比較し、BOD、亜鉛、H2S、油分・油脂など基準を上回る項目がある。」とあり、更にEIAには「送電線と変電所の維持管理上、TSS、油脂・油分が増加し水質に悪影響を及ぼす」と記載されている。これに対する水質改善策ならびにモニタリング方法を明示してほしい。（コ） | | とです。周辺河川の水質ベースデータは採取済みであり、定期的に水質を確認することで影響をモニタリングすることを確認しています。 |
| 37. | 環境 レビュー | 「変電所サイト周辺には Musi 川と Ketahun 川とその支流があり、周辺住民 による魚の養殖、子供の遊び場、また船による移動や物資の運搬に利用されている。」とあるが、周辺住民への環境影響は基本的に生じないものとみてよいか。（質） | 作本 委員 | |
| 38. | 環境 レビュー 方針 P4 | 掘削汚泥は disposal site に移動するとのことだが、disposal site ではどのような浸出予防対策がされているのか？どのような処分方法か？（質） | 久保田 委員 | 発電所の整地に際し掘削汚泥は発生しませんが、掘削残土が発生致します。掘削残土は、発電所近傍の Disposal Site に移動させ、締め固めます。また、Disposal Site に対しても、崩壊防止のため、小段や雨水排水溝設置等の浸出防止対策が実施されます。 |
| 39. | 環境 レビュー 方針 P5 | 送電線・変電所の廃棄物管理に関しては、「必要な緩和策としてコントラクターが廃棄物処理計画を策定する」とのことだが、日量 50kg と発生量も少なくないため、発電所同様、工事中ならびに供用中の廃棄物管理策を明示してほしい。（コ） | 久保田 委員 | 送電線・変電所建設から排出される廃棄物は有害廃棄物処理施設及び廃棄物処理施設へ運搬されます。実施機関はコントラクターが策定する廃棄物管理策がインドネシアの規定に沿っているかを確認し、管理・モニタリングを実施します。 |
| 40. | 環境 レビュー P5 | 蒸気井の掘削汚泥などは有害廃棄物も含まれることが想定されるが、Mauraaman sub-district の最終処分場は有害廃棄物処分可能な処分場なのか確認してほしい。（質） | 久保田 委員 | ご指摘の点に関しまして、審査で改めて確認致します。 |
| 41. | 発電所 EIA1-8P | 通常、地熱発電から石灰が排出されるが、その再利用方法(リサイクル)は検討されているか。（質） | 作本 委員 | 地熱発電において石灰は排出されないと理解しております。 |
| 42. | 環境 レビュー | 生態系の関連で、確認事項に「合理的な期間にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数に純減をもたらさないこと」とあるが、「合理的な期間にわたって」とはい | 作本 委員 | 当該記述は、FAQ でお示している、事業対象地が『重要な自然生息地』に該当した場合の対応事項を記載したのですが、外部専門家の助言等を基に個別事案に応じて『合理的な期間』を判断してまいります。 |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|-----|------------------------|--|------|---|
| | | かなる意味を示すのか。どこの地域の絶滅危惧種に対して、この文章が述べられているのか。（質） | | |
| 43. | 環境レビュー | 送電線アセス 2-28P 環境レビューには、「概算伐採面積は 147,799m ² (約 15 ha)。概算樹木伐採本数は約 33,000 本」と記述されているが、これだけ広大な土地の多数樹木が伐採されるのであるから、二次林の樹種は多様性に富んでいるとのアセス報告書の説明はあるものの、伐採するだけでなく、再植林などの代償措置の実施をも検討すべきでないか。「インドネシア法で保護されている希少種はない」との記述があるが、インドネシアの国内法で、植物に関して特定希少種を列記した法令はあるのか。（質） | 作本委員 | 発電所伐採箇所の殆どがコーヒーの木などの植物であることに加え、当該地域は森林指定外地域の為、インドネシアの制度上、再植林は不要とされています。インドネシア国内で保護対象となっている動植物は以下の 2018 年環境林業省令にて規定されています。 PERATURAN MENTERI LINGKUNGAN HIDUP DAN KEHUTANAN REPUBLIK INDONESIA NOMOR P.20/MENLHK/SETJEN/KUM.1/6/20188 |
| 44. | 送電線 EIA2-48P | Table 2.15. で調査サイトでの野生生物種のリストが示され、この表下の注部分に、インドネシアの法律によって保護されていない生物種（TDL）との説明があるが、1990 年の法律第 5 号の生物資源とエコシステムに関する基本法には、当該のリストが添付されていないので、もし可能ならば、具体的に何年のどの法令で、保護対象の生物名が指定されているのか、教えて欲しい。（質） | 作本委員 | PERATURAN MENTERI LINGKUNGAN HIDUP DAN KEHUTANAN REPUBLIK INDONESIA NOMOR P.20/MENLHK/SETJEN/KUM.1/6/20188 |
| 45. | 送電線変電所 EIA I-67 II-32- | 動物への影響について、スコーピングと思われる段階で影響は小さいとしているが、現地調査で確認されている保護動物に対して、移動可能性だけを根拠に影響を考慮していないことから、対象動物の生態に関する情報を相手国に確認し、必要に応じて追加的な対応を求めること。（コ） | 村山委員 | ご指摘の点について、審査にて確認致します。 |
| 46. | 送電線 EIA1-42P | 地上から 32.5m—44.5m の高さの鉄塔が、約 350m 毎の間隔で合計 131 本建設されると、バードストライク、場所によっては地滑り(過去に発生したとのことだが)、景観などの問題が生じる可能性があるのではないかと。（質） | 作本委員 | バードストライクのリスクは質問 13 への回答のとおりです。過去に地滑りが起きたのは発電所の建設予定地付近で、雨や地震に起因するものと説明をうけておりますが、送電線鉄塔建設によって地滑りを助長するリスクは確認されておりません。また、現在想定されている送電線ルートは景勝地を通過せず、景観に大きな影響を与えないとの事です。 |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|--|--|--|----------|--|
| 47. | 発電所 EIA 3-1 | 全体として予測は定量的な部分もあり評価はある程度なされていると思われる一方、対応策はほぼ定性的で具体性に欠けるため、内容を確認し、必要に応じて追加的な対応を求めること。（コ） | 村山 委員 | <p>発電所、送電線、蒸気井について、それぞれ環境管理計画（RKL）・環境モニタリング計画（RPL）を共有させて頂きました。</p> <p>ブンクル州政府により、EIA と共に承認された環境管理計画・環境モニタリング計画の内容を確認しております。特に生態系への影響の緩和策含め、追加的な対応が必要なものに関しては、先方に対応を求めます。</p> |
| 48. | 発電所 EIA 4.3 | 4.3. DIRECTION OF MANAGEMENT AND MONITORING OF ENVIRONMENT の部分の記載はほぼ定性的で具体性に欠けるため、個別の項目に対する管理・モニタリング方策について確認し、必要に応じて追加的な対応を求めること。（コ） | 村山 委員 | |
| 【社会配慮】（住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等） | | | | |
| 49. | 送電線 EIA1-3P | 送電線アセス報告書では、「electricity sourced from alternative energy to meet rural electricity needs」と記述されているが、本事業による当該地方への裨益は期待できるのか。（質） | 作本 委員 | 本事業による再生可能エネルギーを通じた安定的な電力供給はブンクル州内を含めた地域全体の経済の発展に寄与すると期待されております。 |
| 50. | 送電線 EIA1-35p | 工事向けの雇用吸収では合計 207 人前後とされているが、この数字は一日当たりの雇用者数と理解していいか。また、この中、専門知識を持つものは地域外から採用予定との文章説明からすると、実施部隊となる労働者 108 名前後だけが地元からの一時的採用になるかと読めるが、Table 1.6 の表では 132 名の 63.77% の 3 分の 2 の労働者が地元採用によると記載されている。余りに、誤差が大きくないか。（質） | 作本 委員 | 合計 207 人の数字は建設期間全体で必要となる最大雇用人数です。短期労働者に加え、専門知識を持つ者の中も一部は地元から採用されるため、地元採用の合計人数は 132 名との説明を受けています。 |
| 51. | 送電線 EIA2-14P 以下、 2-24P 4-31P | 磁場・電磁波については、最近の WHO のファクトシートや IRPA からの報告がなされており、理解方法にも変化が見られる。本報告書ではこれら最新の議論や参考資料が含まれていないかに見えますので、これら資料からも、本アセス報告書の該当箇所を補強することも可能かと思われます。最近の WHO 等の見解は、かなり特別な強度のある場合を除き、人間への健康被害はないものと | 作本 委員 | 実施機関は磁場・電磁波については WHO や IRPA の既存資料に加え、UNEP の報告内容も検討の際に参考としておりますが、ご指摘のとおり、最新のデータに基づくと人間への健康被害は更に限定的になると考えられます。 |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|-----|---|---|------|--|
| | | 説明している。自然生態系への地場・電磁波の影響は不明だが、少なくとも人体への影響部分の説明にはかようなデータを利用できるかに見受けられます。（コ） | | |
| 52. | 送電線変電所 EIA II-14-III-42.43 送電線 LAP Appen2 7 (PDF99 ページ) | 電磁波の影響については 2.1.7 で詳しく記載されている一方で、影響評価については、住居が 100m 程度離れていること、農作業時への影響は作業が終日ではないことから影響は小さいとしている。この点について、ステークホルダー協議では、高さ制限のもとで送電線の下に家屋を設置してよいという回答がなされており、整合性を確認する必要がある。また、上記が正しい場合、送電線下の立地の妥当性を確認するとともに、農作業に従事する者を含めて電磁波の影響を適切に周知することを空いてことに求めること。（コ） | 村山委員 | 住民協議の場では、短期的に電磁波が人間に悪影響を及ぼすことは想定されないが、長期的に影響が生じる可能性は否定できないこと、高さ基準を満たしている場合においては家屋の設置は認められていることを説明しているとのこと。電磁波の影響については、51 のとおり最新のデータに基づくと人間への健康被害は更に限定的になると考えられますので、送電線下の家屋設置が認められていることが妥当ではないとは考えておりません。 |
| 53. | 送電線変電所 EIA II-49 ほか | 現地の社会経済的な特性を確認するための調査対象者が人口全体に対してかなり少ないため、サンプリングの方法を含めた調査内容の妥当性について確認し、想定される結果の不確実性を考慮した対応を求めること。 | 村山委員 | ご指摘頂いた点について、審査で確認、対応致します。 |
| 54. | 送電線 EIA2-61P | バトゥパンチヨ(Batupanco)村では、プロジェクト反対、回答拒否が見られたとあり、表 2.44 以下の表の理由によるとは記述されているが、いかなる拒絶の理由があったのかを読み取れないので、具体的な説明が欲しい。（質） | 作本委員 | Batupanco 村の 1 名が反対している理由は補償想定額に不満があるためであり、事業内容そのものに対してのものではございません。補償額の算出方法が妥当であることは確認しておりますが、引き続き丁寧な説明を行うよう実施機関に申し入れます。 |
| 55. | 送電線 アセス 2-71P | 2011 年以降に土地収用が既に実施されてきており、まだ完成してないとの記述が報告書の中で繰り返されている。PLN が、かようにアセス実施以前の段階で、既に土地収用事業に着手してきたものならば、本アセス手続き実施以前の段階で、過去に送電線関連の住民立ち退きが生じていなかったのかどうか、また土地収用に係る紛争が生じていなかったのかどうかにつき、分かる範囲で、全体像を知りたい。環境レビューが述べるとおり | 作本委員 | 実施機関は 2011 年から EIA 報告書作成の過程で用地取得対象地域における予備調査を実施しておりました。発電所の方の地滑りの発生もあり、事業内容検討に時間を要しましたが、これまで送電線関連で用地取得はまだ実施されておりません。 |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|-----|---------------|--|------|--|
| | | に、本事業関連では住民移転が生じない背景に、既に、本アセス手続き以前に、住民移転を実施してきたからだとの背景があるのかどうかにつき、説明が欲しい。 （質） | | |
| 56. | 送電線アセス 3-5P | Table 3. 2 の上の 3 行が、インドネシア語のままに据え置かれており、英語に翻訳されるべき。この表は、送電線の鉄塔建設のための土地収用を実施する上で、調査が未了段階にある地域とその進捗状況を示しているが、これは 2018 年段階の調査結果であり、次ページ冒頭に記載されているように、このような状態が続くと、土地収用に対する反対姿勢や意識増大が懸念されるといえようが、2018 年以降に、解決のための進展が見られたのかどうか、さらに、調査不能であった原因や問題の所在を解消できたのかどうか知りたい。（質） | 作本委員 | 送電線の用地取得に関しては 2019 年に、用地取得予定地において住民協議を実施し、特段の反対がないことが確認されたとの事です。 |
| 57. | 環境レビュー | 環境レビューには「【送電線】・送電線鉄塔部分のために、約 35m ² の用地取得が必要で、住民移転なし、ただし、被影響世帯数は 158 世帯、被影響住民数は約 485 名（コーヒー農園（33%）、低木林（31%）、水田（15%）」と記述されているが、農業補償や用地補償の資格条件が土地所有を前提にしているため、登記済みの土地だけに限定されるとの意味か。（質） | 作本委員 | 農業補償や用地補償は資産の所有者を対象に支払われます。登記していない土地を所有している人がいる場合には、20 年以上の占有が証明できる場合には、土地の所有者として補償対象とすることが可能と理解しています。なお、用地取得の対象地において、土地所有者以外の小作農等は確認されておりません。 |
| 58. | 環境レビュー方針 P8 | 送電線の補償方針、「この制限に対して、以下の補償方針で補償が支払われる。 土地： 土地の面積×市場価格×15% 建物： 建物の面積×市場価格×15% 木： 市場価格」は、PLNの補償基準なのか？対象住民もこの方針に納得したのか？（質） | 山岡委員 | PLN ではなくインドネシアの国内基準に基づく方針です。ROW 下の制限について、特段反対がないことを確認しております。 |
| 59. | 送電線 LAP 21 ペー | 項目 13 について、住民移転に関する補償については、土地の提供等を基本とすることとしているが、表 63 の Entitlement matrix では金銭補償が主な手段となってい | 村山委員 | 本事業において住民移転は発生せず、エンタイトルメントマトリックスにある金銭補償は、資産所有者に対しての補償方針となる旨説明を受けています。 |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|-----|--|--|------|---|
| | ジ、71 ページ | ることから、この点の妥当性を確認すること。 | | |
| 60. | 送電線 LAP Appen2 14、17 (PDF10 6 ページ、109 ページ) | 複数の地域のステークホルダー協議で、補償を含めた一連の手続きについて、Village officials（村の職員？）の関与が求められていることから、この点について確認すること。（コ） | 村山委員 | Village officials は BPN が実施した査定結果を PLN から住民に通達する際や住民との交渉及び補償支払い時に、主に監視役として関与している旨説明を受けています。本事業における送電線の用地取得においても、そのような関与がなされる旨確認しています。 |
| 61. | 送電線変電所 EIA I-59 | 「4 土地収用」について、住民との協議の際に不透明な補償手続きを懸念する声があるため、相手国の対応を確認し、必要に応じて追加的な対応を求めること。（コ） | 村山委員 | 実施機関は住民に対してインドネシアの国内基準に基づく補償額の設定が行われている旨住民協議等を通じて説明し、住民と共に対象物の査定を行い、補償手続きの理解を得るよう努めていると理解しておりますが、改めてその点確認致します。 |
| 62. | 発電所・変電所 用地取得 モニタリングレポ ート PDF127 ページ～ | ANNEX - IV : FIELD SURVEY RESULT の内容が確認できないため、相手国に内容を照会し、ガイドラインが遵守されていない場合は追加的な対応を求めること。（コ） | 村山委員 | 英訳を依頼し、内容を確認致しました。ANNEXIV には、補償対象項目とその査定結果、最終支払額等が書いてあり、インドネシアの法律の則って、資産の市場価格に加え、必要経費を上乗せして支払われていることから、ガイドラインが順守されていると判断しております。 |
| 63. | LOAN AGREEMENT 27P | 同ページ(I)に土地収用手続きは、2012 年法律第 2 号の土地収用法に基づき、国家土地庁（National Land Agency、BPN）が土地収用手続きの責任を負うと記述されているが、PLN でなく、何故、PLM でなく国家土地庁が収用事業を実施されるのか、教えていただきたい。（質） | 作本委員 | インドネシアでは、PLN の事業は公共事業に位置付けられるため、公共事業の用地取得手続きを定めた同法が適用されます。同法では、用地取得手続きの実施を国家土地庁が一元的に担う旨が規定されております。 |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|-------------------|------------------------|---|-------|---|
| 64. | LOAN AGREEMENT 28P | 2019年9月末に、仲裁判断を拒絶した PAPs が一件があったと記載されているが、11月に、上位にある Council の決定により、この土地収用紛争は解決され、支払いの帰結になったものとみてよいか。（質） | 作本委員 | ご理解の通り、Council の決定に基づき、当該 PAPs に補償額を支払い、問題は解決しております。 |
| 65. | LOAN AGREEMENT 30P | コミュニティーのインフラ発展と弱者支援関連の健康管理目的のため、CSR プログラムが検討されたとの記述があるが、かような方法で、CSR が議論される場合は極めて稀かと思われるが、何故、PLN からかような提案がなされたのか、もし背景が分かれば、教えていただきたい。（質） | 作本委員 | 国営企業省の省令に基づき、PLN の内規にて CSR の実施が定められております。その他機関が実施した CSR との重複を避けて、適切なプログラムを計画・実施するため、PLN から提案されました。 |
| 【ステークホルダー協議・情報公開】 | | | | |
| 66. | 環境レビュー方針 P3 | 【送電線・変電所】環境面の3項目は社会面の項目ではないか？（質） | 久保田委員 | 当該内容は社会面に係る内容ではございますが、EIA のステークホルダー協議に記載があった為、環境面の項目内に記載致しました。 |
| 67. | 環境レビュー方針 P2、発電所 EIA P2 | 事業予定サイト近くで2016年に地滑りが起きており、降雨と森林伐採により再度地滑りが起きるのではないかと住民の懸念が示されている。住民の災害トラウマ対応を含めて、工事前の社会的活動の計画の確認が必要ではないか？また地滑りについては調査結果安全な場所を選定しているとのことだが、調査結果は確認しているのか？（質） | 久保田委員 | 実施機関は、事業予定地の周辺住民に対して、住民協議を通じて、調査を実施の上、できる限り地滑りのリスクが低い場所を発電所建設予定地として選定している旨、丁寧に説明してきたことですが、今後も引き続き丁寧なコンサルテーションに努めるよう申し入れます。PGE が実施した地質調査結果を踏まえて作成された F/S 報告書を確認しております。 |
| 68. | 環境レビュー | ステークホルダー協議では、「今後行われる協議については、正確な議事録を作成することを PLN と合意する。」と指摘されているが、既に作成されているのか。（質） | 作本委員 | 今後作成される議事録について正確なものを作成することを求めるものであり、JICA の指摘後に追加で協議等は行われていないので現時点で新たな議事録は作成されていません。 |
| 69. | 発電所・変電所用地取得モニタリ | 次の内容が確認できないため、相手国に内容を照会し、ガイドラインが遵守されていない場合は追加的な対応を求めること。（コ） Appendix 6. Results of Public | 村山委員 | 英訳文で内容を確認致しました。当日配布資料で共有いたします。 |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|-------|---|---|----------|--|
| | ングレポ ート PDF112 ページ | Consultation L-6 Appendix 7. Public Consultation Documentation L-7 | | |
| 70. | 発電所・ 変電所 用地取得 モニタリ ングレポ ート PDF135 ページ～ | ANNEX - V : FOCUS GROUP MEETING REPORTS の 内容が確認できないため、相手国に内容を照会し、ガイ ドラインが遵守されていない場合は追加的な対応を求め ること。（コ） | 村山 委員 | 当日配布資料の通り英訳を入手し、補償対象住民が補償額について合意した旨確認しまし た。 |
| 【その他】 | | | | |
| 71. | 送電線 アセス 2-71P | 同ページの表 Table 2.56 によると、現地の 44.1%の世 帯または人々が、水供給会社でなく、井戸に水確保を頼 っている状態であり、これが健康被害リスクをもたらし ているとある。しかし、この地域は過疎の貧しい町であ り、水道網を農村部も含めて敷設するには大規模なコス トと時間がかかるのでないか。他方で、水質汚染が急速 に進行しており、インフラ未整備も重なって、住民の健 康リスクが高まっているものと考えられる。数年前に、 ルブックリングウを訪問した際、長距離の人家の無い街 道沿いに、突然現れたかの街並みあるいは住宅地に見え た印象がある。水供給の問題は、記述のように、「水供 給会社次第の問題であり、この会社の水供給に問題があ るので、プロジェクトサイトにおける住民には健康リス クがある」との一方的な説明方法には、無理があるので ないかと思われる。とりわけ拡散した農村部では、民間 会社による水供給が簡単に実現できそうにはない状況が あり、むしろ、現状では、自然水を極力汚染しない方策 を優先すべきではないかと考えるが、いかがか。（質） | 作本 委員 | ご指摘の通り、当該地域は民間会社による水供給のみでなく井戸水にも頼っている部分 があります。自然水の汚染対策として、ポータブル排水処理施設の設置等が計画されて います。 |

| NO. | 該当ページ | 事前質問（質）・コメント（コ） | 委員名 | 回答 |
|-----|------------------------------|--|------|----------------------------|
| 72. | 送電線 EIA 2-15P, 2-59P 他 | Table 2.9.の表中等で使用されている数字のコンマ記号「,」は、インドネシアではピリオド「.」の代わりに使用され、小数点にあたる記号ですので、英語表記の報告書中では置き換えられたらと、思います。（コ） | 作本委員 | ご指摘いただいた点の修正を先方に求めます |
| 73. | 送電線 アクセス 3-9P | 同ページの第一パラには、3-6P で述べられたのと同じ文章「If this is allowed to drag on anxiety will lose the arable land.」が繰り返されているが、これでよいのか。3-10P においても同じく、16 行程の同じ長文が繰り返されているが、支障はないのか（The estimated area of impact distribution covers the area around the tower site So the impact is important）。なお、3-8P 以下の「3.1.2. The emergence of public attitudes and negative perceptions A) Land Acquisition and Plants」と、3-10P 以下の「3.1.3. Potential for Social Conflict A) Land Acquisition and Plants」を全体的に比べた場合にも、これらの emergence に関する部分と potential に関する部分の記述には、かなりの重複的記述がみられると感じるが、これで支障はないか。 （質） | 作本委員 | 当該指摘の記述の妥当性について、審査で確認致します。 |
| 74. | 送電線 アクセス 3-30P | 第 2 パラで、2) Penentuan Sifat Penting Dampak a. Besarnya jumlah penduduk yang akan terkena dampak（重要な影響の決定、影響を受ける人口の規模）部分で、インドネシア語のまま記述されているので、英語に置き換えた方がいいのでは。（コ） | 作本委員 | ご指摘頂いた点の修正を先方に求めます。 |